

令和 2 年

# 南部町議会第 1 回臨時会会議録

令和 2 年 4 月 1 6 日

山梨県 南部町議会

令和2年南部町議会第1回臨時会

令和2年4月16日(木)

午前10時00分 開会・開議

於 議 場

議 事 日 程 (第1号)

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 提出議題の報告

日程第 5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

報告第 1号 専決処分した事件の承認について  
(南部町税条例等の一部を改正する条例)

報告第 2号 専決処分した事件の承認について  
(南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

報告第 3号 専決処分した事件の承認について  
(南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例)

報告第 4号 専決処分した事件の承認について  
(南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号))

議案第27号 教育委員会委員の任命について

4. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	木内秀樹	2番	遠藤高芳
3番	高橋茂広	4番	若林良一
5番	望月光彦	6番	小泉昇一
7番	若林一明	8番	市川強
9番	望月藤一	10番	堀之内可和
11番	遠藤光宣	12番	仲亀佳定

5. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

6. 会議録署名議員

7番	若林一明	8番	市川強
----	------	----	-----

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(10名)

町長	佐野和広	教育長	芦澤和彦
秘書政策監	望月一弥	会計管理者 (兼)出納室長	望月浩
総務課長	滝基成	財政課長	市川隆
税務課長	佐野彰紀	住民課長	四條理恵
学校教育課長 (兼)学校給食共同調理場所長	渡辺雄治	出納室室長補佐	渡辺幸博

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 遠藤一明

開会 午前10時00分

○議長（仲亀佳定君）

皆さん、おはようございます。

令和2年第1回臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、過日の、富沢小学校の開校式並びに各小中学校の入学式、大変ご苦労様でした。

今般、世界全土で猛威を振るっている新型コロナウイルスの拡散をふせぐために、12日に予定しておりましたたけのこまつりにつきましては、中止となりました。今年のたけのこは、表年とあって集荷量も多く予想され、来場されたお客様に南部町のたけのこを堪能していただけると楽しみにしておりましたが、大変残念に思います。

さて、令和2年第1回臨時会の招集通知を差し上げましたところ、議員各位には、何かとご多用のところご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本臨時会の円滑なる議会運営に、格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和2年南部町議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和2年南部町議会第1回臨時会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

○議長（仲亀佳定君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において7番 若林一明議員および8番 市川強議員の両名を指名いたします。

---

○議長（仲亀佳定君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

---

○議長（仲亀佳定君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長および教育委員会の教育長に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情についてであります。本臨時会に付する請願、陳情等はありません。

以上で、諸報告を終わります。

---

○議長（仲亀佳定君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

---

○議長（仲亀佳定君）

日程第5 議案の説明、質疑、討論、採決を行います。

報告第1号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例）

報告第2号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第3号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

報告第4号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

以上4件について、会議規則第37条の規定により一括議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

本日、令和2年南部町議会第1回臨時会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまのご出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染は、世界184の国や地域に広がり、今もなお猛威を振るっています。我が国でも感染が拡大する中、安倍首相は7日、東京都をはじめ7都府県に特措法に基づく緊急事態宣言を発令しました。山梨県においては、3月6日に感染者が確認されて以来、人数は少ないものの日々感染者が増加しております。新型コロナウイルスの感染拡大は未曾有の事態となっておりますが、町民の皆さまの健康を最優先し、国や県、関係機関と連携しながら予防と対策に全力で取り組んで参ります。

それでは、本臨時会にご提案させていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

本臨時会に上程いたしました議案は、専決処分した事件の報告4件、人事案件1件の合計5件ですが、ただいま議題となりました報告4件について説明させていただきます。

議案集をご用意ください。

はじめに、議案集1ページ、報告第1号 専決処分いたしました南部町税条例等の一部を改

正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、南部町税条例等の一部を改正する必要性が生じたことから専決処分をしたものです。

次に、議案集16ページ、報告第2号 専決処分いたしました南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたこと等に伴い、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから専決処分をしたものです。

続いて、議案集19ページ、報告第3号 専決処分いたしました南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、疾病手当金については、国民健康保険法により市町村は条例または規則の定めるところにより行うことができるとされており、国内の新型コロナウイルス感染症の拡大状況の観点から、当該手当金の支給に関する特例を定めるについて南部町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたことから専決処分をしたものです。

続いて、議案集23ページ、報告第4号 専決処分いたしました令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、新型コロナウイルス感染防止拡大の観点から、疾病手当金を支給することに伴い南部町国民健康保険特別会計補正予算を編成する必要性が生じたことから専決処分をしたものです。

以上で提案理由の説明を終わりますが、専決処分の詳細な内容につきましては担当課長より説明をさせますのでご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（仲亀佳定君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

まず、報告第1号および報告第2号について、佐野税務課長。

○税務課長（佐野彰紀君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、報告第3号について、四條住民課長。

○住民課長（四條理恵君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、報告第4号について、市川財政課長。

○財政課長（市川 隆君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

次に、質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑は、順次行います。

議案集1ページをお開きください。

はじめに、報告第1号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

6番 小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

資料の4ページ、報告第1号の第1条の改正について、所有者の分からない土地を所有者が生存している頃から借地している場合、所有者が分からない中で、使用者に固定資産税が課税されるということですが、将来的にはその借地は本人のものになるのでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

佐野税務課長。

○税務課長（佐野彰紀君）

6番、小泉議員のご質問にお答えいたします。

税条例の改正につきましては、あくまでも固定資産税の課税を対象とする所有者というみなし方で、登記をもって所有者となされるという質問と捉えますと、税の関係で取り扱う部分ではなくて、法務局の登記での扱いとなり、今回の改正等では、その部分については範疇に入っておりませんので、お答えすることはできないかと思っております。一般的な所有権の確認につきましては、法務局等でご確認をいただく必要があると思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（仲亀佳定君）

6番 小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

いまいち理解できないのですが、本来の所有者が他界して所有権が分からない状態の中で、借地を継続されている方が固定資産税を払わなければならないということが謳ってあると思うのですが、その辺を質問として聞きたいです。

○議長（仲亀佳定君）

佐野税務課長。

○税務課長（佐野彰紀君）

借地についてですが、まず所有者関係や相続人として権利のある方を確認して、それらの方も含めまして、無い場合ということでしょうか。

固定資産税を課税する場につきましては、条例で定めた申告をしていただいて、その時点で課税の対象となる義務者になっていただくということですので、登記等をもって所有を主張する所有者とは違うということをご理解いただければと思います。

○議長（仲亀佳定君）

6番 小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

6番 小泉。法律上、借地している方が固定資産税を払っていくこととなりますと、既成事実として、税金を払っているから自分のものだという主張もできてくるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

佐野税務課長。

○税務課長（佐野彰紀君）

借地の関係ですが、あくまでも町税として固定資産税を課税させていただく中での所有者です。所有権を主張できるものかということについては、私の方で今お答えできる範囲ではありません。そういう回答でよろしいでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

小泉議員に申し上げます。

本件に関する発言は、すでに3回におよびました。

5番 望月光彦議員。

○5番議員（望月光彦君）

5番 望月。今の質問と回答を聞いていて、私も少し理解できないのですが、固定資産の所有者の存在が不明の場合は、その使用者を所有者とみなしてと書いてありますが、この文章を読んでいくと、土地を持っていた人が亡くなって所有者がいなくなってしまうときに、土地を借りている人がお金を払うというのは、少しおかしい感じがします。自分の財産でもないのに、借りているがためにお金を払うというのは少し理解しにくいです。固定資産課税台帳に載っているということは、登記が済んでいると理解するのですが、登記できていればその人の所在は確かなわけです。

そこと辻褄が合わないので、もう少し具体例で説明していただくとよく分かるのですが、今のままだと3回質問終わりですと言われても理解できないと思います。なので、代わって質問させていただきます。

○議長（仲亀佳定君）

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

あくまでも、税務の方は法令に乗っ取った形での答弁をしているわけです。そこにはやはりイレギュラーなものがありますから、ここでそこまで答えられませんので、いろいろな事例を押し問答しながら、また議員さんの方にお答えをしようかなと思いますけど、それでよろしいですか。そうしませんと、なかなか結論が出る状況ではありませんので、そんな形で締めさせていただきます。

○議長（仲亀佳定君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号の質疑を終結いたします。

次に、議案集16ページ、報告第2号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号の質疑を終結いたします。

次に、議案集19ページ、報告第3号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号の質疑を終結いたします。

次に、議案集23ページ、報告第4号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））について、質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号の質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

報告第1号から報告第4号までの専決処分した事件の承認について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、報告第1号から報告第4号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

まず、報告第1号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、報告第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第2号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、報告第2号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第3号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、報告第3号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第4号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））については、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、報告第4号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第27号 教育委員会委員の任命について、町長に提案理由の説明を求めます。佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

議案第27号の人事案件について、提案理由の説明をいたします。

議案集29ページ、議案第27号 教育委員会委員の任命についてであります。四條勉教

育委員の任期が令和2年4月30日をもって満了となることに伴い、その後任として、南部町内船3941番地、昭和30年3月22日生まれ、山本純司氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和2年5月1日から令和6年4月30日までの4年間となります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（仲亀佳定君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

この件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入ることに決定いたしました。

次に、議案第27号 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、令和2年南部町議会第1回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控室にご集合ください。

---

閉会 午前10時40分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年4月16日

南部町議会議長

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

若 林 一 明

会議録署名議員

市 川 強

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

遠 藤 一 明